

自民党「新憲法草案」がめざす「戦争する国」への道を許さず
平和憲法を守り抜くたたかいに立ち上がりましょう
＝すべての高校・障害児学校の教職員のみなさんによびかけます＝

2005年10月31日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

自民党は10月28日、11月22日の党大会に提案する「新憲法草案」を決定しました。これによって、自民党がもくろむ憲法改悪の内容が明らかになり、民主党も改憲案のとりまとめを急いでいることから、憲法改悪をめぐる状況は、国民に論議と選択をせまる新たな段階に入りました。

日高教は、全国のすべての高校・障害児学校の教職員のみなさんに、自民党「新憲法草案」がめざす「戦争する国」への道を許さず、平和憲法を守りぬくたたかいに立ち上がることを心からよびかけるものです。

全国の高校・障害児学校の教職員のみなさん

自民党「草案」の特徴の第1は、現行憲法9条2項（戦力不保持、交戦権の否定）を削除し、「自衛軍の保持」「自衛軍の活動（武力行使）」を明記することによって、日本を「戦争する国」にすることです。そのねらいの核心は、自衛隊の海外派兵を正当化し、世界のどこでもアメリカが起こす戦争に参加し、武力行使できるようにすることです。日本の青年が海外で他人に銃を向け、殺し合う事態が現実のものとなります。10月29日に発表された日米安保協議会の「中間報告」は、米軍基地を再編・強化し、米軍と自衛隊が世界のどこでも戦争できる条件の整備をめざしています。

第2は、本来の立憲主義の原則を踏みにじり、国民の「国や社会への帰属意識」や「愛情」をおしつけるとともに、「個人」の上に「公益」「公」を置き、事実上、「基本的人権」や「財産権」に大きな制限を加えていることです。そのねらいは、弱肉強食の「構造改革」が生み出す貧富の差の拡大や治安の悪化、国民の不満などを、国家主義的価値観のおしつけで抑えこもうとするところにあります。この方向は、教育の分野にも貫かれ、そのために教育基本法の改悪がねらわれていることも重大です。

第3は、憲法改正の発議要件を、現行の「衆参両院の各議員の3分の2以上の賛成」から「過半数の賛成」に緩和することです。それは、将来、財界や政権党の都合で、いつでも憲法改悪ができるようにすることをねらったものにほかなりません。

こうした内容とねらいをもつ自民党「草案」は、まさに「戦争する国づくり」と「財界・大企業優先の国づくり」を憲法で裏打ちし、現憲法が保障する平和、基本的人権の保障、くらし・福祉・教育の充実など、主権者国民のための諸原則を破壊することにほかなりません。

全国の高校・障害児学校の教職員のみなさん

憲法改悪は国民が望んでいるものではありません。財界・大企業と自民党などが、アメリカの圧倒的な軍事力による世界支配戦略に加担するために、国民におしつけようとしているのです。

私たちのたたかいによって反対世論を広げれば、憲法改悪を阻止することは可能です。現に、「九条の会」は全国に3200を超えて結成され、国民の8割は「戦後60年、平和が維持されたのは9条があったから」と憲法に厚い信頼を寄せています。また、日本が「戦争する国」になることは、アジアと世界の巨大な平和の流れに逆らうものです。

全国の高校・障害児学校の教職員のみなさん

「教え子を再び戦場に送らない」をかかげる私たち教職員は、平和憲法を守るたたかいの先頭に立つ歴史的使命を負っているのではないのでしょうか。

憲法改悪をめぐる状況が新たな段階に入った今、職場から、地域から、「九条の会」づくりをすすめ、「平和憲法を守ろう」「9条を守ろう」の声を広げ、大多数の国民世論をつくりあげるために立ち上がりましょう。そして、今こそ、すべての教職員が全力をあげて平和・憲法教育をすすめましょう。

日高教は、憲法改悪を阻止し、平和憲法を社会のすみずみに生かすたたかいの先頭に立つことを、あらためて表明するものです。